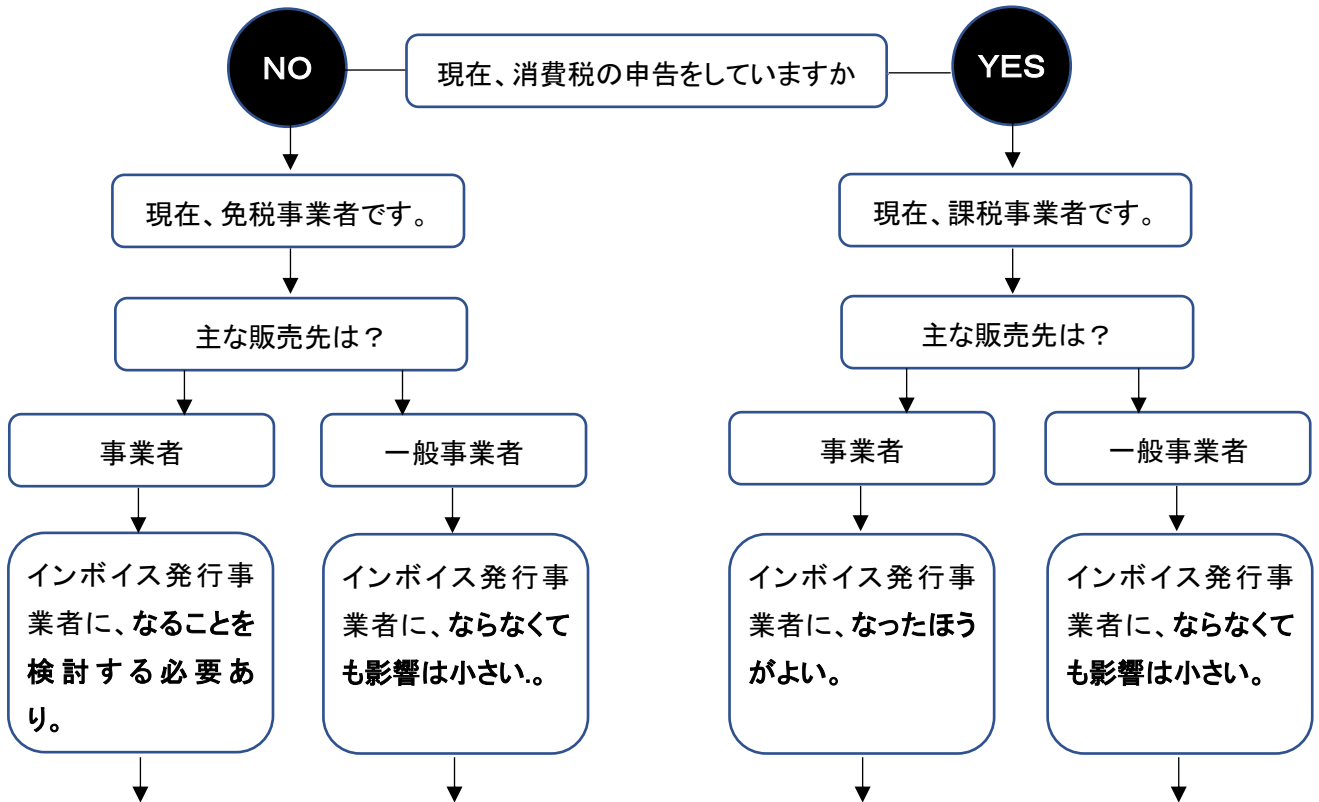


インボイス制度について ～令和5年10月1日からインボイス制度が始まります～

今後、インボイス発行事業者になるかどうか、まだ決めていない方は、以下のフローチャートを試してみて、ご検討ください。

貴事業者はどのタイプの事業者ですか？



【インボイス発行事業者になるか、ならないかの判断基準】

①取引先との関係

取引先やお客様のほとんどが一般の消費者なら、インボイスを発行しないデメリットは少ないが、課税事業者である企業や個人事業主が取引先やお客様となる場合には、インボイスの発行を求められる可能性があります。

②売上高の減少

登録事業者とならない場合は、取引先から消費税をもらえなくなったり、取引そのものが縮小または廃止などになり、売上が下がる可能性があります。

ただし、主な販売先が一般消費者であればリスクは低いと想定されます。

■免税事業者が取り得る選択肢によるメリット・デメリット

選択肢	メリット	デメリット
・課税事業者になり、インボイス発行登録を行う	・販売先は仕入税額控除が可能となるため、取引が継続できる可能性が高い	・消費税の申告、納付が発生し、納税事務負担が増える
免税事業者のまま (インボイス発行事業者にならない)	・ <u>消費税の申告、納付が不要</u>	・販売先は仕入税額控除ができないため、 <u>取引が見直される可能性</u> がある。

※令和5年10月1日からインボイスを発行するには、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。インボイスでお困りの方は、商工会までお気軽にご相談ください。

消費税

事業者の方へ

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、**令和5年3月31日までに**  
**登録申請が必要です！**

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。



登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！

- e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。  
**e-Taxのご利用には**事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

## 📢 「インボイス」とは

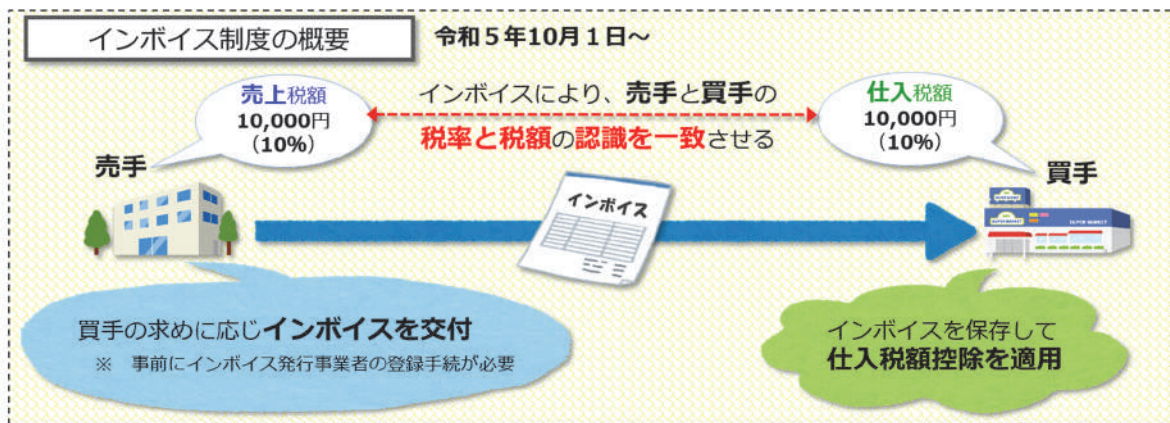
売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

## 📢 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 📢 インボイス制度特設サイト

制度の概要の他に説明会の開催情報や申請手続きなどを掲載しております。

「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」へのリンクもご案内しております。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中!

インボイス制度  
特設サイト



## 📢 制度についての一般的なご質問は

チャットボットにご質問を入力いただくと、AIを活用して24時間自動でお答えします。

上記の「インボイス制度特設サイト」からも、ご利用いただけます。

チャットボット  
はこちらから



インボイス制度の疑問  
にお答えします!



税務職員ふたば

軽減・インボイスコールセンターでは、一般的なご質問にお答えします

フリーダイヤル 0120 - 205 - 553 (無料)

9:00～17:00 (土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署へ  
の事前予約をお願いします。